

長崎県公安委員会規則第22号

放置違反金の納付命令に伴う車両の使用制限に関する規則を次のように定める。

平成18年5月26日

長崎県公安委員会委員長 犬尾 博治

放置違反金の納付命令に伴う車両の使用制限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第75条の2第2項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第26条の8の規定により、長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う車両の使用制限命令(以下「使用制限命令」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(車両使用制限命令事案の報告)

第2条 長崎県警察本部長は、使用制限命令に該当する事案を認知したときは、別記様式第1号の車両使用制限命令事案報告書(以下「報告書」という。)により報告するものとする。

(他の都道府県公安委員会に対する事案の移送)

第3条 前条の規定に該当する事案のうち、車両の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、関係都道府県公安委員会に対して別記様式第2号の車両使用制限事案移送通知書に関係書類を添えて移送するものとする。

(処分の量定)

第4条 使用制限命令の処分の量定は、令第26条の8に定める基準により行うものとする。

(地方運輸局からの意見聴取)

第5条 法第75条の2第3項において準用する法第75条第3項の規定による地方運輸局からの意見の聴取は、別記様式第3号の車両の使用制限命令に関する意見照会書により行うものとする。

(聴聞の手続き)

第6条 法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項までに規定する聴聞の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年長崎県公安委員会規則第1号)の定めるところにより行うものとする。

(使用制限書の交付)

第7条 車両の使用制限命令は、別記様式第4号の車両使用制限書を交付して行うものとする。

(他の都道府県公安委員会に対する処分執行依頼)

第8条 処分決定後、当該処分に係る車両の使用の本拠の位置が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、関係都道府県公安委員会に対して別記様式第5号の車両使用制限処分執行依頼書により処分の執行を依頼するものとする。

(他法令等に基づく一時使用)

第9条 処分期間中において、次に掲げる理由がある場合には、一時的に使用制限命令に係る車両を使用することができるものとする。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条に規定する定期点検整備

(2) 車両法第62条及び第63条に規定する自動車の検査

(3) 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない場合

(標章の除去)

第10条 法第75条の2第3項において準用する法第75条第10項に規定する標章の除去申請に対しては、別記様式第6号の標章除去決定書を申請者に交付して行うものとする。

(細目への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の納付命令に伴う車両の使用制限に関する必要事項については、警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

第 号

## 車両使用制限命令事案報告書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

長崎県警察本部長 印

下記の者は、道路交通法第75条の2第2項に規定する処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容	

処 理 結 果					
使用制限該当 等通報年月日	該当通報	年 月 日			
	中止通報	年 月 日			
放置違反金納付命令 書・使用制限命令書 の確認					
該当車両・使用 者等の現状確認					
処分量定	日間	免除	年 月 日		
運輸支局の意見	照会書発出	年 月 日			
	照会先				
	意見				
聴聞の主宰者	所属	階級等	氏名		
放置違反金納付命令 取消事由の確認	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無	
	告知等	年 月 日	反則金納付確認	有・無	
	内容				
聴聞通知年月日	年 月 日(発出した日)				
聴聞公示年月日	年 月 日(掲示した日)				
代理人・参加人・ 補佐人の出頭等					
聴聞期日・ 場所変更					
文書閲覧請求					
聴聞期日	年 月 日				
聴聞出席者					
陳述書及び証拠書 類等の提出・還付					
聴聞続行・再開					
聴聞調書等 閲覧請求					
放置違反金納付命令 取消事由の確認	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無	
	告知等	年 月 日	反則金納付確認	有・無	
	内容				
処分決定年月日	年 月 日				
決定日数	日間				
処分執行年月日	年 月 日				
運転禁止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
処分執行者	所属	階級等	氏名		
使用制限命 令違反等					
処分執行依頼	依頼日	年 月 日			
	依頼先				
標章除去申請					

長公委 第 号

## 車両使用制限事案移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に車両の使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において車両の使用制限の対象になると認められる事実を発見したので、当該事案に係る関係書類を添えて通知します。

住所（所在地）	
使用者等の氏名	
処分対象行為の概要	
添付資料	

長公委 第 号

車両の使用制限命令に関する意見照会書

年 月 日

九州運輸局長 殿

長崎県公安委員会 印

次のとおり、道路交通法第75条の2第2項の規定により、車両の  
用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、年  
月 日までに、文書をもって回答願います。  
なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り  
扱います。

記

- 1 対象者  
事業所名  
  
所在地  
  
代表者氏名
- 2 処分理由等  
別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号

別紙

<p>処 分 の 理 由</p>		
<p>処分の年月日（予定）</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>処分の期間（予定）</p>	<p>日 間</p>	
<p>処分に係る車両</p>	<p>登録（車両）番号</p>	
	<p>使用の種別</p>	
<p>その他参考事項</p>		

別記様式第4号（第7条関係）

交付年月日	・	・
交付番号	長崎県公安委員会達第	号
<p>車両使用制限書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">長崎県公安委員会 印</p>		
命令の年月日	年	月 日
使用者の氏名（法人にあつは、その名称及び代表者氏名）及び住所		
使用の本拠の位置		
車両の番号票の番号		
運転禁止の期間	年 月 日 から	日間
	年 月 日 まで	
運転禁止の理由		
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（ただし、処分があつたことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分があつた日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>車両の使用制限命令の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、命令があつたことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>		

長公委 第 号

# 車両使用制限処分執行依頼書

年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

車両使用制限書番号	第 号
被 処 分 者	車両の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
	車両の番号標の番号
執行依頼の理由	
添付資料	使用制限書 通 標 章 通 その他（ ）

# 標章除去決定書

長崎県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

長崎県公安委員会 印

道路交通法第75条の2第3項において準用する同法第75条第10項の規定に基づく申請について次のとおり決定する。

決 定 年 月 日	
申 請 者 の 住 所 ・ 氏 名	
登 録 ( 車 両 ) 番 号	
備 考	